

第 1 章
計画策定にあたって

1 はじめに

(1) 社会福祉協議会とは

社会福祉協議会とは、社会福祉法第109条に基づき、「地域福祉の推進を図ることを目的とする」営利を目的としない民間組織で、全国、都道府県、市区町村にそれぞれ設置されています。

社会福祉協議会は、地域住民のほか、公私の社会福祉関係者・施設・団体などの参加と協力のもと、「福祉のまちづくり」を目指し、様々な活動を行っています。

北斗市社会福祉協議会は、地域住民、福祉団体、福祉施設などの会員のほか、企業などを賛助会員とする地域福祉推進の中核的役割を担う団体として、誰もが安心していきいきと暮らすことのできる「福祉のまちづくり」を進めています。

■社会福祉協議会の活動原則



(出典：新・社会福祉協議会基本要項)

また、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、「地域共生社会の実現」が盛り込まれ、その実現では、住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援すること等が示されていますが、その体制づくりの中心的な機関の一つとしてあげられているのが社会福祉協議会です。

【「ニッポン一億総活躍プラン（抜粋）」（平成28年6月2日閣議決定）】

（地域共生社会の実現）

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。また、寄附文化を醸成し、NPO との連携や民間資金の活用を図る。

- ・地域包括支援センター、社会福祉協議会、地域に根ざした活動を行う NPO などを中心となって、小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援し、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。その際、社会福祉法人の地域における公益的な活動との連携も図る。
- ・共助の活動への多様な担い手の参画と活動の活発化のために、寄附文化の醸成に向けた取組を推進する。
- ・育児、介護、障害、貧困、さらには育児と介護に同時に直面する家庭など、世帯全体の複合化・複雑化した課題を受け止める、市町村における総合的な相談支援体制作りを進め、2020年～2025年を目途に全国展開を図る。

【社会福祉法】

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

第109条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

（2）地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で、安心して自立した生活が送れるよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域社会の福祉課題の解決に取り組み、さらに地域全体をより良いものにしていくとする営みです。

【社会福祉法】

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域福祉実践計画について

(1) 計画策定の背景

北斗市（以下「本市」という。）は、平成18年2月1日に旧上磯町と旧大野町が合併し、道内35番目の市として誕生した新しいまちのため、本市のまちづくりの最上位計画である「北斗市総合計画」が平成20年度から平成29年度までの10か年計画とする「第一次総合計画」が策定されました。その2年後の平成22年度に、平成26年度までの5か年計画とする「第1期北斗市地域福祉計画」が策定されています。

北斗市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、北斗市地域福祉計画をもとに、平成23年度から平成27年度までの5か年計画とする「第1期北斗市地域福祉実践計画」（以下「第1期計画」という。）を策定し、重点課題に「地域の課題を共有し、解決していくための地域づくり」、「地域福祉の必要性にかかる意識啓発と地域づくりを主体的に担うことができる人づくり」、「自立した生活を支援するためのサービス提供体制の推進」及び「地域福祉推進のための社協体制の強化」を掲げ、基本目標である「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」の実現に向けて取り組んできました。

しかし、本会が策定する北斗市地域福祉実践計画の上位計画である北斗市地域福祉計画が、平成30年度からの第二次北斗市総合計画を基に第2期計画を策定する方針に改められたことから、本会もそれに従って2年間期間を延長し、平成30年度から平成34年度までの「第2期北斗市地域福祉実践計画」に改めることとしました。

第1期計画策定時から今日までの間、我が国では、少子化・核家族化の進行と人口減少社会の到来により、世界でも類を見ない超高齢社会に突入し、地域経済の長期低迷等により若者等の都市部流出によって地方人口の減少が進んでおり、地域住民のつながりの希薄化と高齢者単独世帯や子育てに不安を抱えるひとり親家庭等の増加によって、地域が抱える課題は多様化、複雑化、深刻化しています。

このような社会情勢の中、新たな福祉ニーズに対応するための「生活困窮者自立支援制度」や「子ども・子育て支援制度」、「介護予防・日常生活支援総合事業」等の創設と、「社会福祉法人の経営組織の強化と、地域における公益的な取組みの実施に関する責務規定等を盛り込んだ社会福祉法人制度改革」が行われました。

さらに、地域福祉の理念に住民や福祉関係者が連携して複合的な地域生活課題に対応するため、地域共生社会の実現に向けて「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進するための新たな取組みが進められようとしています。

以上のことから、地域福祉をさらに発展的に推進し、かつ、新たな課題への対応を図っていくため、本市の地域福祉を取り巻く現状と課題や住民ニーズを踏まえて、「第2期北斗市地域福祉実践計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

また、北斗市と連携して一体的に地域福祉を推進していくために、計画期間を「第2期北斗市地域福祉計画」と合わせるものとします。

■ 計画期間

H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	～	H39
第1次北斗市総合計画										第2次北斗市総合計画						
		第1期 北斗市地域福祉計画										第2期 北斗市地域福祉計画			次期 計画	
		第1期 北斗市地域福祉実践計画										第2期 北斗市地域福祉実践計画			次期 計画	

(4) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市が実施した次の計画策定のためのアンケート調査回答データをもとに、地域ニーズの資料として活用しています。

- ア 第2期北斗市地域福祉計画（平成30～34年度）
 - ・ 北斗市における地域福祉に関する調査 ～平成29年10月実施～
- イ 第7期北斗市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）
 - ・ 日常生活圏域ニーズ調査 ～平成29年10月実施～
 - ・ 在宅介護実態調査 ～平成29年10月実施～
- ウ 第5期北斗市障がい者福祉計画（平成30～32年度）
 - ・ 北斗市における障がい者福祉に関する調査 ～平成29年10月実施～

なお、策定委員については、本会の役員が、町会連合会、民生委員児童委員連合会、老人クラブ連合会、ボランティア連絡協議会、福祉施設など、福祉団体等の代表者で構成されているため、本会役員を策定委員とする「北斗市地域福祉実践計画策定委員会」を設置し、審議を行いました。

(5) 本計画で新たに位置付けていく取組みについて

社会福祉をめぐる諸制度が大きく変化していることを踏まえ、本計画においては、以下の取組みを新たに位置付けていくものとします。

❖ 「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現に向けた取組み

平成29年5月に可決・成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」では、地域共生社会の実現に向けた取組の推進等の一環として、社会福祉法も改正されました。今後、「地域共生社会」に向けた「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進する体制づくりが進められていくことから、国の制度・施策の動きを正しく認識し、新たな時代における社協の組織・活動等に取り組んでいきます。

地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止、地域共生社会の実現を図るとともに、制度の持続可能性を確保することに配慮し、サービスを必要とする方に必要なサービスが提供されるようにする。

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取組の推進（介護保険法）

- 全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取組内容と目標を記載
 - ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
 - ・財政的インセンティブの付与の規定の整備
 - ・地域包括支援センターの機能強化（市町村による評価の義務づけ等）
 - ・居宅サービス事業者の指定等に対する保険者の関与強化（小規模多機能等を普及させる観点からの指定拒否の仕組み等の導入）
 - ・認知症施策の推進（新オレンジプランの基本的な考え方（普及・啓発等の関連施策の総合的な推進）を制度上明確化）

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法・医療法）

- ① 「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ② 医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取組の推進等（社会福祉法・介護保険法・障害者総合支援法・児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制作り、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置付ける。
- ・その他（略）

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする。（介護保険法）

5 介護給付金への総所得報酬の導入（介護保険法）

※ 平成30年4月1日施行（II 5は平成29年8月分の介護給付金から適用、II 4は平成30年8月施行）

【出典】厚生労働省ホームページ（一部省略）

❖生活困窮者等への支援の取り組み

前期計画の最終年度である平成27年4月に開始された生活困窮者自立支援制度によって、本会は市から委託を受けて「北斗市生活相談支援センター」を設置し、「生活困窮者自立支援事業」のほか、任意事業である「就労準備支援事業」、「家計相談支援事業」を実施しています。

今後は、地域共生社会の実現に向けた取組の中で、地域包括ケアシステムなどを着実に進めながら多様なニーズに対応していく「全世代・全対象型包括的支援体制」の構築が求められていくことから、生活困窮者自立支援事業等による相談支援体制の強化に努めていきます。

❖防災への取り組み

平成28年8月に道内で発生した台風10号等の大雨による甚大な災害が発生したことにより、北海道社協内に常設の北海道災害ボランティアセンターが開設されたことを踏まえ、全道一丸となった被災地社協（災害ボランティアセンター）を応援する仕組みの整備が図られたことから、平成29年10月に本会と北海道社協による「災害援護活動の支援に関する協定」を締結しました。

今後は、本会が「市民や団体等と協働による地域づくり」を進めるために新たに設置した「北斗市市民活動サポートセンター」が、災害時には「災害ボランティアセンター」としての機能を果たすよう、災害救援活動の体制整備に取り組んでいきます。

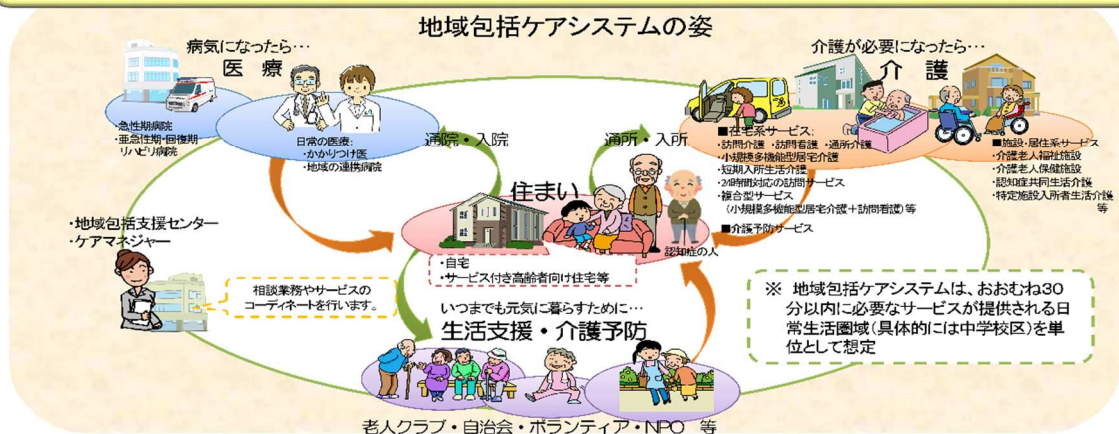
「地域包括ケアシステム」とは

日本は、65歳以上の人口が3,000万人を越えており、2042年には3,900万人でピークを迎え、その後も75歳以上の人口が増加し続けると予想されています。

このため、厚生労働省は、団塊の世代（約800万人）が75歳以上となる2025年を目途に、可能な限り住み慣れた地域で、高齢者が尊厳を保ち、自律した自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を推進しています。

地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



出典：厚生労働省ホームページより

